

寄付の促進に向けた税制改正への提言 —アメリカの寄付信託を参考として—

Proposal for Tax Reforms to Promote Donations
—With Reference to Charitable Trusts in the United States—

大 屋 貴 裕
OHYA Takahiro

今 井 克 也
IMAI Katsuya

黒 田 尚 彦
KURODA Naohiko

高 橋 孝 治
TAKAHASHI Koji

2025年3月
金沢星稜大学論集 第58巻 第1・2合併号 抜刷

Offprint from
Journal of Kanazawa Seiryō University, Vol. 58 No. 1-2
March 2025

寄付の促進に向けた税制改正への提言 —アメリカの寄付信託を参考として—

Proposal for Tax Reforms to Promote Donations
— With Reference to Charitable Trusts in the United States —

大 屋 貴 裕（金沢星稜大学経済学部教授）
OHYA Takahiro

今 井 克 也（税理士：北陸税理士会所属）
IMAI Katsuya

黒 田 尚 彦（税理士：北陸税理士会所属）
KURODA Naohiko

高 橋 孝 治（立教大学アジア地域研究所特任研究員）
TAKAHASHI Koji

<目 次>

はじめに

第1章 寄付と税制

第1節 寄付

第2節 寄付の現状

第3節 寄附税制

第2章 寄付と信託

第1節 寄付と信託の親和性

第2節 特定寄附信託制度

第3章 アメリカにおける寄付と信託利用

第1節 アメリカにおける寄付信託

第2節 大学寄付の事例研究

第3節 ブランド・ギビングの検証

第4節 ブランド・ギビングの有用性

第4章 税制改正の提言

第1節 アメリカとの比較による寄付の現状把握

第2節 寄附税制の問題と課題

第3節 寄附促進税制導入の必要性

第4節 提言

おわりに

※本稿において，[] は直前の単語の中国語原文を意味し，初出にのみ付した。

【研究ノート】

信託移転課税の考察
— 信託財産管理に関する国際比較の観点から —

A study of trust taxation on asset transfer
— International Comparison of Perfection Against Trust property system —

金沢星稜大学経済学部教授

大 屋 貴 裕

OHYA Takahiro

税理士：北陸税理士会所属

今 井 克 也

IMAI Katsuya

税理士：北陸税理士会所属

黒 田 尚 彦

KURODA Naohiko

台湾・淡江大学 日本政経研究碩士班 訪問研究員

高 橋 孝 治

TAKAHASHI Koji

(目次)

はじめに

第1章 我が国における信託財産と移転の概要

1. 信託財産の意義
2. 信託法14条の意義
3. 信託財産の移転
4. 移転実務の概要

第2章 信託財産管理法制度の比較

1. アメリカ
2. 中国
3. 台湾

第3章 信託財産の移転実務の比較

1. アメリカ
2. 中国
3. 台湾

おわりに— 若干の考察 —

※本稿において、[] は直前の単語の中国語原文を意味し、初出にのみ付した。

【研究ノート】

信託移転課税の考察
— 信託財産管理に関する国際比較の観点から —

A study of trust taxation on asset transfer
— International Comparison of Perfection Against Trust property system —

大 屋 貴 裕
OHYA Takahiro

今 井 克 也
IMAI Katsuya

黒 田 尚 彦
KURODA Naohiko

高 橋 孝 治
TAKAHASHI Koji

2022年9月

金沢星稜大学論集 第56巻 第1号 抜刷

Offprint from

Journal of Kanazawa Seiryō University, Vol. 56 No. 1

September 2022

【研究ノート】

信託を用いた特許権移転スキームの課税問題の検討

Examination of taxation issues of the patent transfer scheme using the Trust

大 屋 貴 裕[†]
Takahiro Ohya
今 井 克 也[‡]
Katsuya Imai
黒 田 尚 彦[§]
Naohiko Kuroda

【研究ノート】

信託を用いた特許権移転スキームの課税問題の検討

Examination of taxation issues of the patent transfer scheme using the Trust

大 屋 貴 裕
Takahiro Ohya

今 井 克 也
Katsuya Imai

黒 田 尚 彦
Naohiko Kuroda

2021年3月

金沢星稜大学論集 第54巻 第2号 抜刷

Offprint from

Journal of Kanazawa Seiryō University, Vol. 54 No. 2

March 2021

<目 次>

はじめに

1. 知的財産権の概要

1-1 知的財産権制度の概要

1-2 知的財産権と法律

1-3 知的財産権と独占禁止法の関係

2. 特許権制度の概要

2-1 特許制度の趣旨

2-2 「特許を受ける権利」と「特許権」

2-3 特許権の利用

3. 事例研究

3-1 事例

3-2 問題点

3-3 移転スキーム

3-4 課税問題

4. 信託利用による課税問題の検討

4-1 課税関係

4-2 課税問題

4-3 信託利用のポイント

おわりに

[†] 金沢星稜大学経済学部教授

[‡] 北陸税理士会所属税理士

[§] 北陸税理士会所属税理士

【研究ノート】

信託を用いた医療法人の事業承継の検討

Examination of the Business Succession of the Medical Corporation using the Trust.

大 屋 貴 裕
Takahiro Ohya
今 井 克 也
Katsuya Imai
黒 田 尚 彦
Naohiko Kuroda
永 田 仁 志*
Hitoshi Nagata

<目 次>

はじめに

1. 医療法人制度の沿革

1-1 平成18年以前の制度の概要

1-2 平成18年改正の概要

2. 医療法人制度の概要

2-1 医療法人の機関

2-2 出資持分と払戻請求権

2-3 医療法人における経営権の移転

3. 医療法人の事業承継の特色

3-1 事業承継の概要

3-2 医療法人の事業承継の特殊性

3-3 事業承継の方法

4. 信託利用による事業承継の可能性

4-1 信託の概要

4-2 信託利用の事例検討

4-3 課税関係

4-4 信託利用のポイント

おわりに

はじめに

医師が医業を経営する場合において、法人による経営については昭和25年に改正された医療法により認められた。当初、医療法人の要件としては、「医師または歯科医師が常時3人以上勤務する診療所」とされたが、昭和61年

改正により医師または歯科医師が1人でも法人設立が可能となった。いわゆる「一人医師医療法人」の設立が可能となったのである。

このような医療法人は、一般的には社団法人形式で設立され、出資持分の有無という観点から、「出資持分のある医療法人」と「出資持分のない医療法人」に区分され

* 平成31年3月金沢星稜大学大学院経営戦略研究科修了者

【研究ノート】

信託を用いた医療法人の事業承継の検討

Examination of the Business Succession of the Medical Corporation using the Trust.

大 屋 貴 裕
Takahiro Ohya

今 井 克 也
Katsuya Imai

黒 田 尚 彦
Naohiko Kuroda

永 田 仁 志
Hitoshi Nagata

2019年9月

金沢星稜大学論集 第53巻 第1号 抜刷

Offprint from

Journal of Kanazawa Seiryō University, Vol. 53 No. 1

September 2019